

# サービスごとの指導事項【相談支援（障害者総合支援法）】

## 1 人員基準関係

### （1）人員基準における用語の定義等

※<共通事項「10 人員基準等について」参照>

### （2）人員配置について

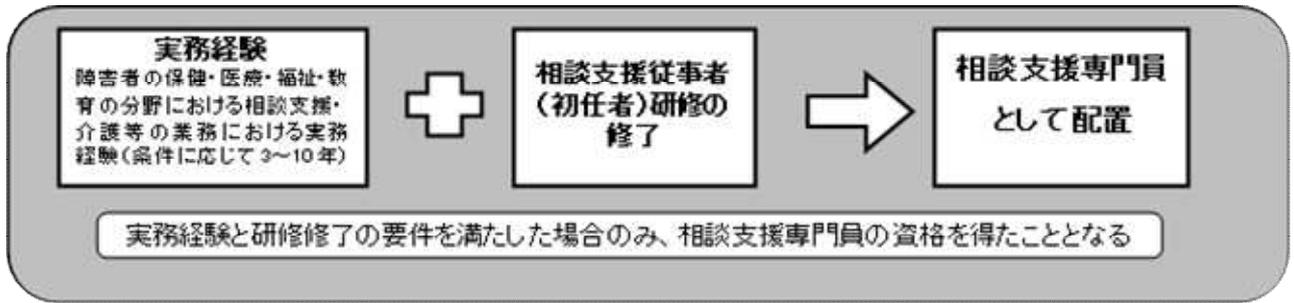
職 種	配置基準	
管 理 者	1人（専従） ※業務に支障がない場合は、当該事業所や併設する事業所、施設の職務の兼務可（ただし、当該事業所の従業者として従事する場合や、他の事業所の管理者又は従業者としての従事においてサービス提供場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合。）	
従 業 者	地域移行支援	・ 専従の指定地域移行支援従事者を置くこと。 （業務に支障がない場合は他の職種と兼務可） ・ 指定地域移行支援従事者のうち、1人以上は、相談支援専門員であること。
	地域定着支援	・ 専従の指定地域定着支援従事者を置くこと。 （業務に支障がない場合は他の職種と兼務可） ・ 指定地域定着支援従事者のうち、1人以上は、相談支援専門員であること。
	計画相談支援	・ 専従の相談支援専門員を置くこと。 （業務に支障がない場合は他の職種と兼務可） ・ 相談支援専門員の員数の標準は、計画相談支援対象障害者等の数が35又はその端数を増すごとに1 ・ 機能強化型（継続含む）サービス利用援助費（Ⅰ）～（Ⅳ）を算定しており、かつ、主任相談支援専門員による相談支援員に対する指導助言体制の確保をしている場合は、相談支援員（専従要件あり、社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する者）を置くことができる。
	障害児相談支援	・ 専従の相談支援専門員を置くこと。 （業務に支障がない場合は他の職種と兼務可） ・ 相談支援専門員の員数の標準は、障害児相談支援対象保護者の数が35又はその端数を増すごとに1

！ 計画相談支援及び障害児相談支援における相談支援専門員の員数について、件数の考え方は以下のとおり

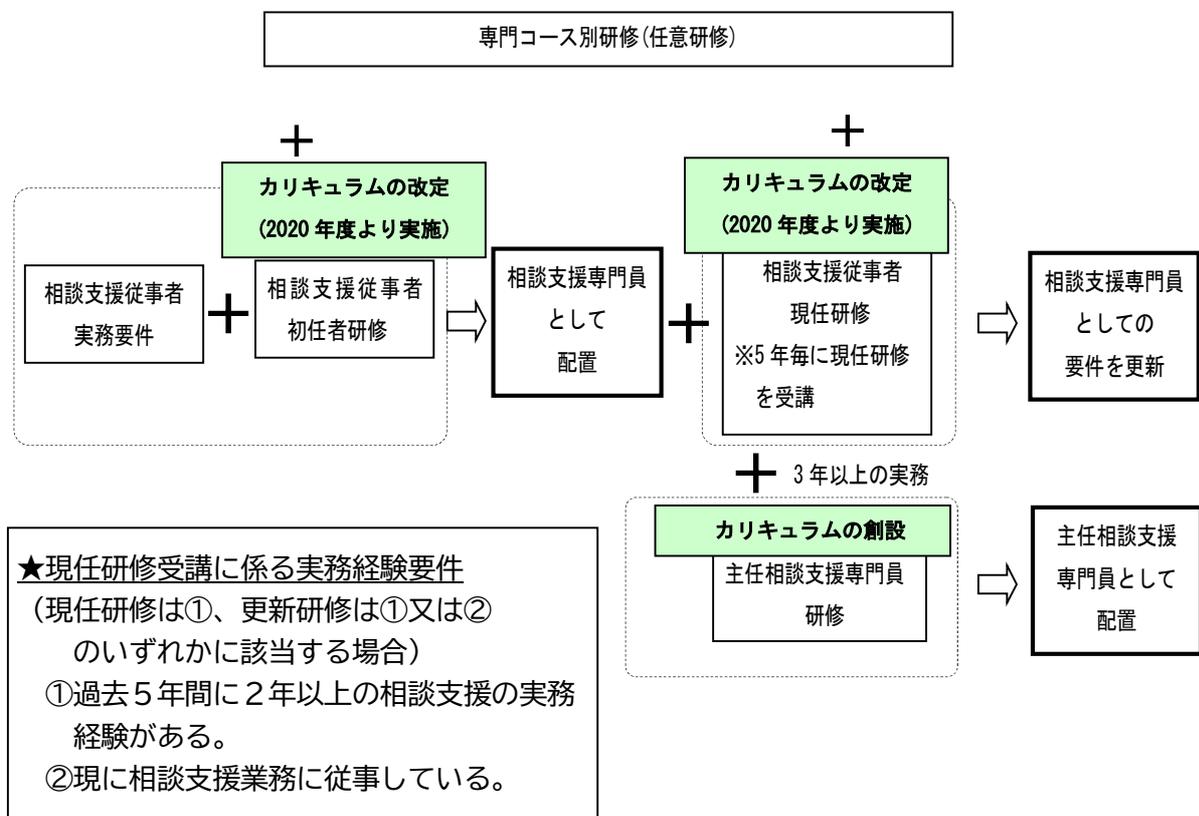
- ① 計画相談支援・障害児相談支援が一体的に運営されている場合は、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援による件数の合計とする。
- ② 月ごとの担当件数が変動する影響を緩和するため、前6月の平均値により算定する。

### (3) 相談支援専門員の要件

相談支援専門員は、次の要件を満たす者を言います。



#### ◆相談支援従事者（初任者）研修等について



#### ◎主任相談支援専門員研修について

⇒地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、主任相談支援専門員研修が令和3年度から福岡県で始まりました。

《参 考》 相談支援専門員の実務要件

業務 範囲	業務内容	実務経験 年数・日数
① 相談 支援 業務	<p>○平成18年10月1日において現に下記に掲げる事業に従事する者が、平成18年9月30日までに従事した期間</p> <p>イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業                      □ 精神障害者地域生活支援センター</p>	<p>通算3年以上 かつ 540日以上</p>
	<p>○イからハまでに掲げる者が相談支援業務等に従事した期間</p> <p>イ 一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、旧障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、介護保険法に規定する居宅介護支援事業及び介護予防支援事業                      □ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所                      ハ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設                      ニ 次のいずれかに該当する者が従事する保険医療機関                      (1) 社会福祉主事任用資格者                      (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められる者（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者）                      (3) 国家資格等（※1）を有している者                      (4) 上記イからハに掲げる従事者及び従業者の期間が1年以上である者                      ホ 障害者職業センター、障害者就業、生活支援センター                      ハ 特別支援学校（障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務）                      イ～ハの業務に準ずると北九州市長が認めた業務に従事する者</p>	<p>通算5年以上 かつ 900日以上</p>
② 直接 支援 業務	<p>○イからハまでに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、介護等の業務に従事した期間</p> <p>イ 障害者支援施設、障害児入所支援、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床（病院又は診療所）                      □ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業                      ハ 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所                      イ～ハの業務に準ずると北九州市長が認めた業務に従事する者</p>	<p>通算10年以上 かつ 1800日以上</p>
③ 有 資格 者 等	<p>○社会福祉主事任用資格者等（次のいずれかに該当する者）が、上記「②直接支援業務」のイからハまでに掲げる介護等の業務に従事した期間</p> <p>(1) 社会福祉主事任用資格者                      (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者）                      (3) 児童指導員任用資格者                      (4) 保育士                      (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者</p>	<p>通算5年以上 かつ 900日以上</p>
	<p>○国家資格等（※）に基づく業務に通算して5年以上従事している者が、上記の「①相談支援業務」及び「②直接支援業務」に掲げる業務に従事する場合</p>	<p>通算3年以上 かつ 540日以上</p>

「①相談支援業務」 身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

「②直接支援業務」 身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務

（※）医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師

（注）実務経験及び日数について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう。

例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

## (4) 相談支援専門員の兼務について

〔特定相談支援〕〔障害児相談支援〕

◆ 指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業等の業務と兼務する場合（ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業等の業務と兼務する場合には、当書き業務を委託する市町村当が認める場合に限る。）については、業務に支障がない場合として認めるものとする。指定自立生活援助事業所との兼務については、指定自立生活援助において、サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務を認めていないことから指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が兼務可能なものは、指定自立生活援助事業所のサービス管理責任者又は地域生活支援員のいずれか一方のみとなることに留意すること

◆ 計画相談支援の実施に当たっては、中立公正性を担保することが重要である。相談支援専門員が担当する利用者が利用する指定事業所等の業務と兼務する場合には、指定事業所等との中立性の確保や、指定事業所等と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、次に掲げる場合を除き、当該利用者が利用する指定事業所等の業務と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援を実施することを基本とする。（支給決定の更新・変更に係るサービス利用支援について同じ）

① 身近な地域に指定相談支援事業所がない場合

② 支給決定又は支給決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該支給決定等から概ね3か月以内の場合（サービス利用支援とその直後の継続サービス利用支援は一体的な業務であること、また、指定相談支援事業者の変更に当たっては利用者（障害児の保護者）が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予する。）

③ その他市町村がやむを得ないと認める場合

なお、相談支援専門員の配置は1ヶ月平均の利用者の数が35件に対して1人を標準とするものであり、利用者の数が35件又はその端数を増すごとに増員することが望ましい。ここでいう「1ヶ月平均」とは、当該月の前6月間の利用者の数を6で除して得た数を指すものであり、「利用者の数」とは、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者等の数を指し、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所を一体的に運営している場合には、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数についても含むものとする。

<計画相談指定基準第3条解釈通知> <障害児相談指定基準第3条解釈通知>

! 利用者との契約の際に、担当する相談支援専門員が、当該利用者が利用する事業所の従業者と兼務していないかを確認していますか。

## (5) 相談支援員について

〔特定相談支援〕〔障害児相談支援〕

### ◆事業者要件

次の要件をいずれも満たす場合には、相談支援員を置くことができます。

なお、当該要件は相談支援員を配置している期間において継続的に満たすことを要します。  
(やむを得ない理由は告示をご確認ください。)

①機能強化型サービス利用支援費の算定要件を満たしていること

②主任相談支援専門員により相談支援員へ指導及び助言が行われる体制が確保されており、  
次のいずれの要件も満たす体制が整備されていること

- ・利用者に関する情報や提供時の留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催
- ・全ての相談支援員へ主任相談支援専門員の同行による研修が継続的に実施
- ・全ての相談支援員へ、サービスの総合的かつ適切な援助技術の向上等を目的とした指導、助言

### ◆相談支援員の要件

専ら当該当該事業所に従事する者であって、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものであることが必要

### ◆相談支援員の兼務

原則としてサービス提供時間を通じて当該サービス以外の業務に従事させてはならない。

ただし、一体的に管理運営される指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、指定自立生活援助事業所、基幹相談支援センター及び障害者相談支援事業等の業務に従事させることはできる。(基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業等の業務は、委託する市町村等が認める場合のみ)

## (6) 従たる事業所を設置する場合における特例

◆指定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所を設置することができる。

◆従たる事業所を設置する場合には、主たる事業所及び従たる事業所の従業員のうちそれぞれ一人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員でなければならない。

## 2 運営基準関係

### (1) 内容及び手続の説明同意

〔地域移行支援〕〔地域定着支援〕〔特定相談支援〕〔障害児相談支援〕

- ◆ 利用者がサービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定相談支援等の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。
- ◆ 社会福祉法第 77 条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

<地域相談指定基準第 5 条> <計画相談指定基準第 5 条> <障害児相談指定基準第 5 条>

！ サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要・従業員の勤務体制・事故発生時の対応・苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、説明書等の文書を交付して、懇切丁寧に説明し、同意を得ていますか。

！ 利用者との間でサービス提供に係る契約が成立したときは、①事業者の名称・所在地、②支援の内容、③サービスについて利用者が支払うべき額に関する事項、④サービスの提供開始年月日、⑤苦情受付窓口を記載した書面を交付していますか。

### (2) 契約内容の報告等

〔地域移行支援〕〔地域定着支援〕〔特定相談支援〕〔障害児相談支援〕

- ◆ サービスの利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

<地域相談指定基準第 6 条> <計画相談指定基準第 6 条> <障害児相談指定基準第 6 条>

### (3) サービス提供拒否の禁止

〔地域移行支援〕〔地域定着支援〕〔特定相談支援〕〔障害児相談支援〕

- ◆ 事業者は、正当な理由がなく、サービスの提供を拒んではならない。

<地域相談指定基準第 7 条> <計画相談指定基準第 7 条> <障害児相談指定基準第 7 条>

！ 「正当な理由」がある場合とは、以下のような場合です。

- ①事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合
- ②利用申込者の居住地、入所又は入院する障害者支援施設等又は精神科病院並びに保護施設、矯正施設が、当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- ③事業所の運営規程において「主たる対象とする障害の種類」を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合
- ④その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合

！ 障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していませんか。

！ 行動障害支援体制加算、要医療児者医療体制加算、精神障害者支援体制加算又は高次脳機能障害支援体制加算を算定している事業者にあつては、当該加算に対応した障害児者から

の利用申し込みがあった際に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことはできません。

#### (4) 連絡調整に対する協力

〔地域移行支援〕〔地域定着支援〕

- ◆ 事業者は、サービスの利用について市町村又は特定相談支援事業者が行う連絡調整にできる限り協力しなければならない。

<地域相談指定基準第8条>

#### (5) サービス提供困難時の対応

〔地域移行支援〕〔地域定着支援〕〔特定相談支援〕〔障害児相談支援〕

- ◆ 利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

<地域相談指定基準第9条> <計画相談指定基準第8条> <障害児相談指定基準第8条>

！ 正当な理由により、利用者に対し相談支援の提供を行うことが困難であると認められる場合は、他の事業所の紹介を行うなど、必要な措置を行ってください。

#### (6) 受給資格の確認

〔地域移行支援〕〔地域定着支援〕〔特定相談支援〕〔障害児相談支援〕

- ◆ 事業者は、サービスの提供を求められた場合は、受給者証によって、給付費の支給対象者であること、給付決定の有無、有効期間、給付量等を確認しなければならない。

<地域相談指定基準第10条> <計画相談指定基準第9条> <障害児相談指定基準第9条>

#### (7) 地域相談支給決定の申請に係る援助

〔地域移行支援〕〔地域定着支援〕

- ◆ 事業者は、給付決定を受けていない者から利用の申し込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- ◆ 事業者は、給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定の有効期間の終了に伴う給付決定の申請について、必要な援助を行わなければならない。

<地域相談指定基準第11条>

#### (8) 心身の状況等の把握

〔地域移行支援〕〔地域定着支援〕

- ◆ サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

<地域相談指定基準第12条>

## (9) 指定障害福祉サービス事業者等との連携等

〔地域移行支援〕〔地域定着支援〕

- ◆ サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- ◆ サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

<地域相談指定基準第13条>

## (10) 身分を証する書類の携行

〔地域移行支援〕〔地域定着支援〕〔特定相談支援〕〔障害児相談支援〕

- ◆ 事業者は、従事者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

<地域相談指定基準第14条> <計画相談指定基準第11条> <障害児相談指定基準第11条>

！ 身分証書等には、事業所の名称、従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。

## (11) サービスの提供の記録

〔地域移行支援〕〔地域定着支援〕

- ◆ サービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、当該サービスの提供の都度記録しなければならない。
- ◆ 当該サービスの提供の記録に際しては、給付決定障害者からサービスを提供したことについて確認を受けなければならない。

<地域相談指定基準第15条>

！ サービスを提供した際には、「サービスの提供日、具体的内容等の利用者へ伝達すべき必要な事項」を、後日一括して記録するのではなく、その都度記録してください。

！ サービス提供実績記録票等により、利用者等にサービス提供したことについて確認を受け、当該記録票に署名してもらう等、確認を受けたことがわかるようにしてください。

## (12) 事業者が給付決定障害者に求めることのできる金銭の支払いの範囲等

〔地域移行支援〕〔地域定着支援〕

- ◆ サービスを提供する給付決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該給付決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。
- ◆ 給付決定障害者に金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに給付決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、給付決定障害者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。  
ただし、給付費の額等については、この限りでない。

<地域相談指定基準第16条>

！ 利用者から、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うことはできません。利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者に金銭の支払を求めることは差し支えありません。

- ① 当該サービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。
- ② 利用者に求める金額、その用途及び金銭の支払いを求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。

### (13) 給付費の額等の受領

〔地域移行支援〕〔地域定着支援〕〔特定相談支援〕〔障害児相談支援〕

#### ◆ 交通費の受領

給付決定障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問してサービスを提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

#### ◆ 領収証の交付

費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った給付決定障害者に対し交付しなければならない。

#### ◆ 利用者の事前の同意

交通費については、あらかじめ、利用者に対し、その額について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

<地域相談指定基準第 17 条> <計画相談指定基準第 12 条> <障害児相談指定基準第 12 条>

！ 利用者が受けたサービスが明確になるよう、領収証や請求書などには、サービス名、サービス提供年月、費用の内訳等を明記してください。

### (14) 利用者負担額に係る管理

〔特定相談支援〕〔障害児相談支援〕

◆ 事業者は、指定相談支援を提供している利用者が当該指定相談と同一の月に受けた指定障害福祉サービス(指定通所支援)等の合計額を算定しなければならない。

◆ 事業者は、利用負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該利用者及び当該利用者に対し指定障害福祉サービス(指定通所支援)等を提供した障害福祉サービス事業者(指定通所支援事業所)等に通知しなければならない。

<計画相談指定基準第 13 条> <障害児相談指定基準第 13 条>

### (15) 給付費の額に係る通知等

〔地域移行支援〕〔地域定着支援〕〔特定相談支援〕〔障害児相談支援〕

◆ 法定代理受領により指定相談支援に係る支援給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者に係る給付費の額を通知しなければならない。

<地域相談指定基準第 18 条> <計画相談指定基準第 14 条> <障害児相談指定基準第 14 条>

## (16) サービスの具体的取扱方針

〔地域移行支援〕〔地域定着支援〕

- ◆ サービスの方針は、基準第2条に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
  - ① 管理者は、従事者に、基本相談支援に関する業務及び地域移行支援計画（地域定着支援台帳）の作成その他指定地域移行（定着）支援に関する業務を担当させるものとする。
  - ② 管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の指定地域移行（定着）相談支援従事者に対する技術的指導及び助言を行わせるものとする。
  - ③ 地域移行（定着）支援事業者は、地域移行支援計画（地域定着支援台帳）に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行わなければならない。  
地域移行支援事業者は、地域移行支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。
  - ④ 指定地域移行支援の提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行うものとする。

<地域相談指定基準第19条、41条>

## (17) 地域移行支援計画の作成等

〔地域移行支援〕

地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成にあたっては、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえ、以下の手順により行うこと

### ◆ アセスメントの実施

利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、適切な支援内容の検討をしなければならない

### ◆ 利用者との面接

アセスメントに当たっては、利用者面接を行い、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ること

### ◆ 利用計画原案の作成

利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の質を向上させるための課題、地域移行支援の目標及びその達成時期、地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載すること。この場合、保健医療サービス等との連携も含めて計画原案に位置付けるよう努めること

### ◆ 利用計画案の説明及び同意、交付

利用計画案について、利用者又は家族に利用計画案を説明し、文書により利用者等の同意を得た後、利用計画案を利用者等に交付すること

### ◆ 計画作成会議の開催

計画作成会議を開催し、計画原案の内容について意見を求めること

※テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

### ◆ 計画の説明及び同意、交付

利用者又は家族に利用計画を説明し、文書により利用者の同意を得た後、計画を利用者に交付すること

### ◆ 計画の見直し、変更

計画の作成後においても、適宜、計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと

※計画を変更する際には、計画作成に当たっての一連の業務を行うこと

<地域相談指定基準第20条>

## (18) サービスの具体的取扱方針〈特定相談支援、障害児相談支援〉

相談支援員が業務を行う場合、当該相談支援員に対して指導及び助言を行う主任相談支援専門員等が当該相談支援員の業務の状況等を把握し、助言等を定期的に行う体制を確保した上で利用者に対する支援を行う必要があります。

- ◆ サービスの方針：基準第2条に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによる。
  - ①相談支援専門員によるサービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成等  
管理者は、相談支援専門員に、基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成に関する業務を担当させるものとする
  - ②サービスの基本的留意点  
サービスの提供に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行うものとする
- ◆ サービス利用支援の方針：基準第2条に規定する基本方針等に基づき、次に掲げるところによる。
  - ③利用計画作成の基本理念  
利用計画の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援の配慮しつつ、利用者の希望等を踏まえて作成することが基本である ※意思決定支援ガイドラインを踏まえて、意思決定支援ガイドラインに掲げる基本原則に十分に留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮すること
  - ④継続的かつ計画的な福祉サービス等の利用  
相談支援専門員は、利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしなければならない
  - ⑤総合的な利用計画の作成  
利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点及びインクルージョンの観点に立って、障害福祉サービス等に加えて、それ以外の福祉サービス、地域住民による自発的な活動によるサービス等や児童の保育所等への移行支援並びに入所施設や精神科病院から地域への移行支援等の取組等も含めて計画上に位置付けるよう努めなければならない
  - ⑥利用者等によるサービスの選択  
相談支援専門員は、利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、障害福祉サービス事業者等又は一般相談支援事業者に関するサービス内容等の情報を適正に利用者又はその家族に提供しなければならない

### 【利用計画作成について】

相談支援専門員は、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成にあたっては、以下の手順により行うこと

#### ◆ アセスメントの実施

⑦利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行うこと。必要に応じ、自らが行うアセスメントに加え、専門機関が行うアセスメントや障害支援区分認定における医師意見書等を本人同意のもと活用することも重要である。

#### ◆ 適切な意思決定支援の実施

⑧相談支援専門員は、アセスメントの実施にあたり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の医師及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

#### ◆ 利用者との面接

⑨アセスメントに当たっては、利用者が居宅において日頃生活している様子や生活環境等を実地で確認することが必要である。必ず利用者の居宅や施設等を訪問し利用者及び家族に面接しなければならないため、面接の趣旨を十分に説明し、理解を得ること。

#### ◆ 利用計画案の作成

⑩利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、サービスを提供する上での留意事項、モニタリング期間に係る提案等を記載すること。

#### ◆ 利用計画案の説明及び同意、交付

⑪利用計画案について、利用者又は家族に利用計画案を説明し、文書により利用者等の同意を得た後、利用計画を利用者等に交付すること。また相談支援員がサービス等利用計画案の原案の作成までの業務を担う場合には、相談支援専門員又は主任相談支援専門員の指導のもと、当該相談支援員が利用者への説明に同席することが望ましい。

◆ サービス担当者会議の開催等による利用者の意向等の再確認及び専門的意見の聴取

⑫相談支援専門員は、サービス担当者会議の開催等により、利用者の望む生活やサービスへの希望等を改めて参加者全員で共有した上で、利用計画案の内容について説明を行い、専門的な見地からの意見を求めること。なお、会議には原則として利用者等が同席しなければならないが、病状等によりきわめて困難な場合等は、また、例外的にテレビ電話装置の活用等が可能。担当者だけでなく、本人の生活に係る者や支援関係者が参加するよう調整に努めること。

◆ サービス等利用計画案に短期入所を位置付ける場合について

⑬相談支援専門員は、サービス等利用計画案に法第5条第8項に定める短期入所を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活または社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間180日を超えないようにすること。

◆ サービス担当者会議を踏まえた利用計画案の説明及び同意、交付

⑭サービス担当者会議を踏まえた利用計画案について、利用者又は家族に利用計画案を説明し、文書により利用者等の同意を得た後、利用計画案を利用者等及び担当者に交付すること。

なお、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等及び指定一般相談支援事業者は、指定特定相談支援事業者に対し個別支援計画を交付しなければならないこととしており、連携を一層促進することが重要である。

◆ 継続サービス利用支援、モニタリングの実施

利用計画の作成後、利用計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、必要に応じて利用計画の変更、福祉サービス等事業者との連絡調整、利用者等に対する支給決定等の申請勧奨を行うこと

モニタリングは、モニタリングの期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録すること

<計画相談指定基準第15条> <障害児相談指定基準第15条>

！ モニタリング期間は利用者の心身の状況等を勘案した上で柔軟かつ適切に提案しなければならないが、丁寧な関わりが必要と判断すべき状況にある利用者については実施標準期間より高いモニタリング期間を提案すること。また、モニタリング期間が適切か否かについてもモニタリング期間毎に検討する必要がある。変更する場合は、サービス等利用計画を変更する必要性の如何を問わず、モニタリング期間の変更について利用者及び市町村と協議し、必要な手続きをとること。

## (19) 利用者等に対する利用計画等の書類の交付

〔特定相談支援〕〔障害児相談支援〕

◆ 事業者は、利用者等が他の相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等から申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画（障害児支援利用計画）及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

<計画相談指定基準第16条> <障害児相談指定基準第16条>

## (20) 地域生活に移行するための活動に関する支援

[地域移行支援]

- ◆ 事業者は、利用者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援を提供するに当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の的確な把握に努めなければならない。
- ◆ 利用者に対して地域移行支援を提供するに当たっては、おおむね週に1回以上、利用者との対面により行わなければならない。

<地域相談指定基準第21条>

## (21) 障害福祉サービスの体験的な利用支援

[地域移行支援]

- ◆ 障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の体験的な利用支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うものとする。

<地域相談指定基準第22条>

！ 障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供に当たっては、委託先の指定障害福祉サービス事業者等の担当者との連絡調整や利用者に対する相談援助の支援が必要となるため、原則として、地域移行支援従事者が利用者同行による支援を行ってください。

## (22) 体験的な宿泊支援

[地域移行支援]

- ◆ 体験的な宿泊支援について、次の要件を満たす場所において行わなければならない。
  - ① 利用者が体験的な宿泊を行うために必要な広さの居室を有するとともに、体験的な宿泊に必要な設備及び備品等を備えていること。
  - ② 衛生的に管理されている場所であること。
- ◆ 体験的な宿泊支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことができる。

<地域相談指定基準第23条>

！ 障害福祉サービスの体験的な宿泊支援の提供に当たっては、委託先の指定障害福祉サービス事業者等の担当者との連絡調整や利用者に対する相談援助の支援が必要となるため、原則として、地域移行支援従事者が利用者同行又は宿泊場所への訪問による支援を行ってください。

## (23) 関係機関との連絡調整

[地域移行支援]

- ◆ 指定地域移行支援を提供するに当たっては、市町村、指定障害福祉サービス事業所等その他の退院又は退所後の地域における生活に係る関係機関との連絡調整その他の便宜の供与を行うものとする。

<地域相談指定基準第24条>

## (24) 常時の連絡体制の確保等

〔地域定着支援〕

- ◆ 利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じ、適切な方法により、当該利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保するものとする。
- ◆ 適宜利用者の居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握するものとする。

<地域相談指定基準第 43 条>

## (25) 緊急の事態における支援等

〔地域定着支援〕

- ◆ 利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。
- ◆ 利用者の居宅への訪問等による状況把握を踏まえ、当該利用者が置かれている状況に応じて、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援その他の必要な措置を適切に講じなければならない。  
(一時的な滞在による支援は、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことができる。)
- ◆ 一時的な滞在による支援について、次の要件を満たす場所において行わなければならない。
  - ①利用者が一時的な滞在进行うために必要な広さの区画を有するとともに、一時的な滞在に必要な設備及び備品等を備えていること。
  - ②衛生的に管理されている場所であること。

<地域相談指定基準第 44 条>

## (26) 利用者に関する市町村への通知

〔地域移行支援〕〔地域定着支援〕〔特定相談支援〕〔障害児相談支援〕

- ◆ 指定相談支援を受けている利用者が偽りその他不正な行為によって給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

<地域相談指定基準第 25 条> <計画相談指定基準第 17 条> <障害児相談指定基準第 17 条>

## (27) 管理者の責務

〔地域移行支援〕〔地域定着支援〕〔特定相談支援〕〔障害児相談支援〕

- ◆ 法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービスを行うため、サービス時の事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者の管理を一元的に行う。
- ◆ 管理者は、運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

<地域相談指定基準第 26 条> <計画相談指定基準第 18 条> <障害児相談指定基準第 18 条>

## (28) 運営規程

〔地域移行支援〕〔地域定着支援〕〔特定相談支援〕〔障害児相談支援〕

- ◆ 指定相談支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。
    - ①事業の目的及び運営の方針
    - ②従業者の職種、員数及び職務の内容
    - ③営業日及び営業時間
    - ④指定相談支援の提供方法及び内容並びに利用から受領する費用及びその額
    - ⑤通常の事業の実施地域
    - ⑥事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
    - ⑦虐待の防止のための措置に関する事項
    - ⑧その他運営に関する重要事項（地域生活支援拠点等として位置づけられている場合はその旨）
- <地域相談指定基準第 27 条> <計画相談指定基準第 19 条> <障害児相談指定基準第 19 条>

## (29) 勤務体制の確保等

〔地域移行支援〕〔地域定着支援〕〔特定相談支援〕〔障害児相談支援〕

- ◆ 利用者に対し、適切な指定相談支援を提供できるよう、指定相談支援事業所ごとに、従事者その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
  - ◆ 指定相談支援事業所ごとに、当該指定相談支援事業所の従事者によって指定相談支援を提供しなければならない。

ただし、地域相談指定基準第 22 条「障害福祉サービスの体験的な利用支援」及び地域相談指定基準第 23 条「体験的な宿泊支援」の指定障害福祉サービス事業者等への委託により行われる障害福祉サービスの体験的な利用支援及び体験的な宿泊支援については、この限りではない。
  - ◆ 従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
  - ◆ 適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
- <地域指定基準第 28 条> <計画相談指定基準第 20 条> <障害児相談指定基準第 20 条>

！ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしていますか

！ 外部研修や内部研修への参加の機会を計画的に確保していますか。

！ 令和 3 年度報酬改定において義務付けられた、適切なハラスメント対策を行っていますか。

### <障害福祉サービス等従事者研修マニュアルについて>

事業所等において、利用者へ質の高いサービスを提供するにあたっては、従事者の支援能力の向上が不可欠であり、そのためには、従事者を継続的・計画的に育成していくことが必要です。

このため、本市では、従事者・事業者の皆様研修の大切さについて理解していただき、今後の事業所における研修計画の策定や人材育成、自己啓発等に役立てていただくために「障害福祉サービス等従事者研修マニュアル」を作成しました。

本マニュアルは、どなたでも自由にご利用いただけるよう、本市ホームページから電子データ（PDF 形式）をダウンロードして閲覧できるようになっています。

各事業所・施設等において、本マニュアルの活用及び従事者への紹介をお願いします。

〔提供方式〕本市ホームページ 障害者支援課からダウンロード

<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/ho-shougai.html>

## (30) 設備及び備品等

〔地域移行支援〕〔地域定着支援〕〔特定相談支援〕〔障害児相談支援〕

- ◆ 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- ◆ 事務室が区分されていない場合は特に、利用者等の個人情報の管理に細心の注意を払うとともに、利用者等に関する情報が漏れることのないよう厳重に対応すること。  
<地域相談指定基準第 29 条> <計画相談指定基準第 21 条> <障害児相談指定基準第 21 条>

- ！ 利用申込の受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保していますか。
- ！ 相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造となっていますか。

## (31) 秘密保持等

〔地域移行支援〕〔地域定着支援〕〔特定相談支援〕〔障害児相談支援〕

- ◆ 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- ◆ 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- ◆ 計画作成会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかななければならない。  
<地域相談指定基準第 32 条> <計画相談指定基準第 24 条> <障害児相談指定基準第 24 条>

- ！ 個人情報の取り扱いについて、マニュアルを作成する等して、従業者への周知を図っていますか。
- ！ 従業者等の退職後も守秘義務があるので、雇用時等にその旨を取り決めるなどの措置をしてください。
- ！ 他事業所等への利用者情報提供に対し、文書で利用者等の同意を得ていますか。

## (32) 広告、情報の提供等

〔特定相談支援〕〔障害児相談支援〕

- ◆ 当該指定相談事業者について広告する場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。  
<計画相談指定基準第 25 条> <障害児相談指定基準第 25 条>

〔地域移行支援〕〔地域定着支援〕

- ◆ サービスを利用しようとする者が、これを適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。
- ◆ 事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。  
<地域相談指定基準第 33 条>

### (33) 利益供与等の禁止

〔地域移行支援〕〔地域定着支援〕

- ◆ 事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定地域移行支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- ◆ 事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

<地域相談指定基準第 34 条>

### (34) 障害福祉サービス（障害児通所支援）事業者等からの利益收受等の禁止

〔特定相談支援〕〔障害児相談支援〕

- ◆ 管理者はサービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成又は変更に関し、当該指定相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。
- ◆ 相談支援専門員は、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。
- ◆ サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることとの対償として当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

<計画相談指定基準第 26 条> <障害児相談指定基準第 26 条>

- ！ 同一法人系列の福祉サービスの事業を行うもののみを位置づけていませんか。
- ！ 他法人が事業を行っている福祉サービスの利用を妨げていませんか。
- ！ 利用計画はあくまで利用者の解決すべき課題に即したものです。

### (35) 苦情解決

〔地域移行支援〕〔地域定着支援〕〔特定相談支援〕〔障害児相談支援〕

- ◆ 提供した指定相談支援又は利用計画に位置づけた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

<地域相談指定基準第 35 条> <計画相談指定基準第 27 条> <障害児相談指定基準第 27 条>

- ！ 重要事項説明書等に苦情解決の措置の概要について記載がありますか。
- ！ 事業所内に苦情解決の措置の概要について掲示を行っていますか。
- ！ 苦情を受け付けた場合には、受付日、内容等を記録するとともに、迅速かつ適切に対応していますか。
- ！ 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを行ってください。

## (36) 事故発生時の対応

〔地域移行支援〕〔地域定着支援〕〔特定相談支援〕〔障害児相談支援〕

- ◆ 利用者に対する指定相談支援の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- ◆ 事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- ◆ 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

<地域相談指定基準第 36 条> <計画相談指定基準第 28 条> <障害児相談指定基準第 28 条>

※その他、事故報告書の様式等の詳細については、<共通「7 事故等が発生した場合の報告について」を参照してください。>

## (37) 会計の区分

〔地域移行支援〕〔地域定着支援〕〔特定相談支援〕〔障害児相談支援〕

- ◆ 指定相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

<地域相談指定基準第 37 条> <計画相談指定基準第 29 条> <障害児相談指定基準第 29 条>

！ 当該事業所の会計を、法人本部の会計、他の事業の会計と区分していますか。

## (38) 記録の整備

〔地域移行支援〕〔地域定着支援〕〔特定相談支援〕〔障害児相談支援〕

- ◆ 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。
- ◆ 利用者に対する指定相談支援の提供に関する次の記録を整備し、当該指定相談支援を提供した日（完結の日）から 5 年間保存しなければならない。
  - ① 相談支援に係る必要な事項の提供の記録
  - ② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳
    - イ サービス等利用計画（障害児支援利用計画）案及びサービス等利用計画（障害児支援利用計画）
    - ロ アセスメントの記録
    - ハ サービス担当者会議等の記録
    - ニ モニタリングの結果の記録
  - ③ 地域移行支援計画
  - ④ 利用者に関する市町村への通知に係る記録
  - ⑤ 苦情の内容等の記録
  - ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

<地域相談指定基準第 38 条> <計画相談指定基準第 30 条> <障害児相談指定基準第 30 条>

**(39) その他<共通事項>の項に掲載している事項**

事項名	参照する項
虐待の防止	共通事項「5 虐待防止のための取組みについて」
衛生管理等	共通事項「9 非常災害対策、衛生管理等について」
業務継続計画の作成等	共通事項「9 非常災害対策、衛生管理等について」

### 3 報酬算定関係

※以下に掲載している加算は、報酬告示及び留意事項通知の一部となります。その他の加算については、報酬告示及び留意事項通知等でご確認下さい。

#### (1) 各種サービス費について

##### ①地域移行支援サービス費

[地域移行支援]

地域移行サービス費（Ⅰ）	<p>〈算定要件〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉士若しくは精神保健福祉の資格を有する者又は精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者である相談支援専門員を1人以上配置していること。</li> <li>2 当該事業所において、指定地域移行支援を利用した地域相談支援給付決定障害者のうち、前年度に対象施設を退院、退所等し、地域生活に移行した者が<b>3人以上</b>であること。</li> <li>3 対象施設と緊密な連携を図り、地域相談支給決定障害者の退院、退所等に向けた会議の参加や地域移行に向けた障害福祉サービスの説明、事業所の紹介、地域移行など同様の経験のある障害当事者（ピアサポーター等）による意欲喚起のための活動等を、いずれかの対象施設に対し、概ね月1回以上行っていること。</li> </ol>
地域移行サービス費（Ⅱ）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉士若しくは精神保健福祉の資格を有する者又は精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者である相談支援専門員を1人以上配置していること。</li> <li>2 当該事業所において、指定地域移行支援を利用した地域相談支援給付決定障害者のうち、前年度に対象施設を退院、退所等し、地域生活に移行した者が<b>1人以上</b>であること。</li> <li>3 対象施設と緊密な連携を図り、地域相談支給決定障害者の退院、退所等に向けた会議の参加や地域移行に向けた障害福祉サービスの説明、事業所の紹介、地域移行など同様の経験のある障害当事者（ピアサポーター等）による意欲喚起のための活動等を、いずれかの対象施設に対し、概ね月1回以上行っていること。</li> </ol>
地域移行サービス費（Ⅲ）	<p>(Ⅰ)(Ⅱ)の要件を満たさない指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を行った場合に算定する。</p>

! 以下の基準のいずれかを満たさない場合は、所定単位数は算定できません。

- ① 地域移行支援計画の作成（第20条）
- ② 利用者への対面による支援を1月に2日以上行わない場合（報酬告示第1の1の注2）

## ②地域定着支援サービス費

〔地域定着支援〕

### ◆体制確保費

地域定着支援事業者が、利用者に対して、指定地域定着支援として、常時の連絡体制の確保等を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。

### ◆緊急時支援費

(I) 地域定着支援事業者が、利用者に対して、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

(II) 地域定着支援事業者が、利用者に対して、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急の支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。）に電話による相談援助を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。ただし、この場合において、(I)の緊急時支援費(I)を算定している場合は、算定しない。

！ 以下の基準のいずれかを満たさない場合は、所定単位数は算定できません。

①地域定着支援台帳の作成に係るアセスメントに当たっての利用者との面接等（第42条第3項）

③ 適宜の利用者の居宅への訪問等による状況把握（第43条第2項）

！ 緊急時支援を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援の算定対象である旨等を記録することが必要です。

## ③ 計画相談支援費

〔特定相談支援〕〔障害児相談支援〕

◆支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的とする。

◆対象となる事業所は、以下について強く望まれるもの。

- ・公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること
- ・常勤かつ専従の相談支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に支援できる体制が整備され、市町村や基幹相談支援センター等との連携体制が確保されていること
- ・協議会と連携や参画していること

◆共通事項

・留意事項伝達会議

おおむね週1回以上、利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を開催（テレビ電話装置等の活用可）。なお、議事の5年間保存しなければならない。

※議題については以下のいずれも満たすもの。

- ・現に抱える処遇困難ケースの具体的な処遇方針
- ・過去に取り扱ったケースの問題点及びその改善方策
- ・地域における事業者や活用できる社会資源の状況
- ・アセスメント及び利用計画の作成に関する技術

- ・利用者からの苦情の内容及び改善方針
- ・その他必要な事項
- ・現任研修修了者同行による研修  
新規に採用した従業員に対し、現任研修修了者が適切な指導を行うこと。  
※テレビ電話装置等を活用している研修も対象となる要件あり。
- ・支援困難ケースの受入れ  
自ら積極的に支援困難ケースを受け入れなければならない、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならないこと。
- ・事例検討会への参加  
基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会が実施する事例検討会等に参加していること。
- ・取扱件数  
当該事業所及び一体的に管理運営を行う事業所においてそれぞれ40件未満であること。  
また1月の事業所全体の障害者当の数の前6月の平均値を相談支援専門員の員数の前6月の平均値で除して得た数。

◆複数事業所が協働により体制を確保する場合の要件

障害福祉サービス等の利用者が少ないあるいは地域に分散している等により、単独の事業所で、機能強化型サービス利用支援費の算定を満たすことが困難であっても、複数の指定特定相談支援事業所間で一体的に管理運営を行うための必要な体制を構築した上で、当該事業所全体をもって人員配置および24時間の連絡体制が確保されていることにより、それぞれの算定要件も満たすことを可能するものである。

◆サービス利用支援費及び障害児支援利用援助費

<p>ア 機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ） ア 機能強化型支援利用援助費（Ⅰ） ア 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ） ア 機能強化型継続障害児支援利用支援費（Ⅰ）</p>	<p>上記共通事項に加え、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 （ア）常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。 （イ）次の①②③の要件を満たすこと ① 24時間連携体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 ※営業時間外における取扱いに注意してください。 ② 協議会への参画 協議会に構成員として定期的に参加し、連携の緊密化を図るために必要な取組を当該関係機関等と連携して行うこと。 ③ 基幹相談支援センターによる取組に参画していること。</p>
<p>イ 機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ） イ 機能強化型支援利用援助費（Ⅱ） イ 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ） イ 機能強化型継続障害児支援利用支援費（Ⅱ）</p>	<p>上記共通事項に加え、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 （ア）常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、かつそのうち1名以上が</p>

	<p>相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>(イ) 機能強化型サービス利用支援費 (I) における①②③の要件を満たすこと</p>
<p>ウ 機能強化型サービス利用支援費 (Ⅲ)</p> <p>ウ 機能強化型支援利用援助費 (Ⅲ)</p> <p>ウ 機能強化型継続サービス利用支援費 (Ⅲ)</p> <p>ウ 機能強化型継続障害児支援利用支援費 (Ⅲ)</p>	<p>上記共通事項に加え、</p> <p>(ア) 専ら計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>(イ) 機能強化型サービス利用支援費 (I) における①②の要件を満たすこと。</p>
<p>エ 機能強化型サービス利用支援費 (Ⅳ)</p> <p>エ 機能強化型支援利用援助費 (Ⅳ)</p> <p>エ 機能強化型継続サービス利用支援費 (Ⅳ)</p> <p>エ 機能強化型継続障害児支援利用支援費 (Ⅳ)</p>	<p>上記共通事項に加え、</p> <p>(ア) 専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が常勤の相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>※同一敷地内にある指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所若しくは指定自立生活援助事業所、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業以外の他の事業所の業務を兼務できないため留意すること。</p>
<p>オ サービス利用支援費 (I)</p> <p>オ 障害児支援利用援助費 (I)</p> <p>オ 継続サービス利用支援費 (I)</p> <p>オ 継続障害児支援利用支援費 (I)</p>	<p>指定特定相談支援事業所における計画相談支援対象障害者の数を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数 (前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。) で除して得た数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。</p>
<p>カ サービス利用支援費 (II)</p> <p>カ 障害児支援利用援助費 (II)</p> <p>カ 継続サービス利用支援費 (II)</p> <p>カ 継続障害児支援利用支援費 (II)</p>	<p>取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する</p>

！ サービス利用支援費 (II)、障害児支援利用援助費 (II) の適用については、**利用者の契約日が新しいものから順に並べた時に、40件目以降となるものについて適用します。**

！ 以下の基準のいずれかを満たさない場合は、所定単位数は算定できません。

【サービス利用支援費】

- ① サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等
- ② サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障害児の保護者の文書による同意
- ③ サービス等利用計画案及びサービス等利用計画 (障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画) の利用者又は障害児の保護者及び担当者への交付
- ④ サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取

### 【継続サービス利用支援費】

- ①利用者の居宅等への訪問による利用者又は障害児の保護者への面接等
- ②サービス等利用計画の変更についての上記①～④までに準じた手続きの実施

！ 特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して計画相談支援を行う場合には、児童福祉法に基づく障害児相談支援給付費の報酬が算定されるため、所定単位数は算定できません。

！ 同一の月において、同一の計画相談支援対象障害者等に対して継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費に係る所定単位数は算定できません。

なお、障害福祉サービス又は地域相談支援の支給決定等に当たってサービス利用支援を行った後、同一の月に当該支給決定等にかかるサービスの利用状況を検証するための継続サービス利用支援を行った場合には、サービス利用支援費と継続サービス利用支援費の両方を算定できます。

## (2) 各種加算について

### ① 地域生活支援拠点等機能強化加算

〔地域移行支援〕〔地域定着支援〕〔特定相談支援〕〔障害児相談支援〕

ア 障害者等の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、知己生活障害者等の緊急時に備えた相談や緊急時の対応、入院・入所からの地域移行の推進等、地域体制の構築を目的とする地域生活支援拠点等についての機能強化に資する取組みを評価するもの

イ 以下の(1)又は(2)、かつ、(3)の要件に該当していること

- (1) 計画相談支援及び障害児相談支援と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のすべてのサービス(拠点機能強化サービス)を一体的に運営していること
- (2) 拠点機能強化サービスに係る複数の事業者が地域生活拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営していること
- (3) 市町村により地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者(拠点コーディネーター)が常勤で1以上配置されている事業所

ウ 拠点コーディネーターは専ら当該業務に従事することが基本(兼務できる場合あり)

エ 拠点コーディネーター1人当たり、1月につき100回を上限

オ 拠点機能強化事業所は、1月に1回以上の頻度で、拠点コーディネーター及び拠点機能強化事業所の従業員が参加し、当該加算の算定状況の共有、機能の整備状況、その他必要な事項を協議すること。

カ 「地域生活支援拠点等の機能強化について(令和6年3月29日障障発0329第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)」を参照すること。

### ② 集中支援加算

〔地域移行支援〕〔特定相談支援〕〔障害児相談支援〕

定期的なモニタリングの場面以外で支援の必要が生じた場合において、緊急的臨時的に対応したことを評価するもの。連携先としては、障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、病院等、訪問看護事業所、企業、地方自治体等をいう。

〔地域移行支援〕	<p>◆ 地域移行支援事業者が、利用者との対面による支援を1月に6日以上実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>◆ ただし、退院・退所月加算が算定される月は、加算しない。</p>
〔特定相談支援〕 〔障害児相談支援〕	<p>◆ 次の(1)～(3)までのいずれかに該当する場合に1人につき1月に1回を限度として、加算する。</p> <p>(1) 障害福祉サービス等の利用に関して、計画相談支援対象障害者等又は市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合 ※計画決定月及びモニタリング対象月を除く。 ※「計画相談支援対象障害者等又は市町村等」とは、利用者及びその家族、市町村、福祉サービス等の事業を行う者等をいう。</p> <p>(2) サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求めサービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行う場合 ※計画決定月及びモニタリング対象月を除く。 ※「サービス等担当者会議」における会議の開催に当たっては、利用者や家族も出席し、利用するサービスに対する意向等を確認しなければならない。</p> <p>(3) 福祉サービス等を提供する機関等（以下「関係機関」という。）の求めに応じ、当該関係機関が開催する会議に参加し、計画相談支援対象障害者等の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合 ※計画決定月及びモニタリング対象月を除く。 ※入院時情報連携加算（I）、退院・退所加算を除く。</p> <p>(4) 対象障害者等が通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、計画相談支援対象障害者等の心身の状況、生活環境等必要な情報を提供した場合 ※1月に3回を限度、同一の病院等は1月に1回を限度 ※計画決定月及びモニタリング対象月を除く</p> <p>(5) 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、対象障害者等に関する必要な情報の提供を行った場合 ※計画決定月及びモニタリング対象月を除く ※次に掲げる提供機関ごとに対象障害者1人につき1月に1回を限度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院等及び訪問看護ステーション等</li> <li>・ 上記以外の福祉サービス等提供機関</li> </ul>

### ③ 初回加算

〔地域移行支援〕〔特定相談支援〕〔障害児相談支援〕

〔地域移行支援〕	サービスの利用開始月において、指定地域移行支援を行った場合に、1月につき算定する。
----------	---

<p>〔特定相談支援〕 〔障害児相談支援〕</p>	<p>◆新規にサービス等利用計画を作成する相談支援対象障害者等に対して、サービス利用支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合に算定する。</p> <p>◆計画相談支援等の利用に係る契約をした日からサービス等利用計画案を計画相談支援対象障害者等に交付した日までの期間が3月を超える場合であって、計画相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接した場合に算定する。</p> <p>〈具体的には次のような場合に算定〉</p> <p>(1) 新規にサービス等利用計画を作成する場合</p> <p>※指定計画相談支援を利用せずに障害福祉サービス等を利用している計画相談支援対象障害者等についてサービス等利用計画を作成する場合も含む。</p> <p>(2) 計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用する月の前6月において障害福祉サービス及び地域相談支援を利用していない場合</p> <p>(3) 計画相談支援に係る契約をした日からサービス等利用計画案を交付した日までの期間が3ヶ月を超える場合であって、3ヶ月が経過する日以降に月に2回以上、利用者の居宅等に訪問し面接を行った場合</p> <p>※テレビ電話装置等を活用した面接等の場合も含む。ただし月1回は居宅等の訪問が必要、面接方法に係る意向を確認すること。</p> <p>※なお、(3)の要件を満たす場合には、その月分の初回加算に相当する額を加えた単位を加算するものである。</p> <p>※ただし、初回加算の算定月から、前6月間において居宅介護支援事業所等連携加算を算定している場合は、初回加算を算定できない。</p>
-------------------------------	--

#### ④ 退院・退所月加算

〔地域移行支援〕

- ◆ 利用者の精神科病院、障害支援施設等、救護施設等又は刑事施設等からの退院又は退所日が属する月（翌月に退院又は退所することが確実に見込まれる場合であって、退院又は退所日が翌月の初日等であるときは、退院又は退所日が属する月の前月）に、サービスを行った場合に、所定単位数を加算できます。
- ◆ ただし、当該利用者が、退院又は退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算できません。
- ◆ 退院・退所月加算を算定する利用者が、精神科病院に入院した日から起算して3月以上1年未満の期間内に当該精神科病院から退院した者である場合にはさらに加算されます。

#### ⑤ ピアサポート体制加算

〔地域移行支援〕〔地域定着支援〕〔計画相談支援〕〔障害児相談支援〕

- ◆ 以下に定める基準のいずれにも適合している者として、市に届け出た事業所において、サービスを行った場合に加算する。
  - (1) 地域生活支援事業として行われる研修（障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。）の課程を修了し、研修の事業を行った者から研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、次の（ア）（イ）に掲げるものを事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算で0.5以上配置していること。
    - （ア）障害者又は障害者であったと市町村が認める者

- (イ) 管理者、相談支援専門員、相談支援員その他相談支援に従事する者
- (2) (1) に掲げる者のいずれかにより、事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。
- (3) (1) に掲げる者を配置している旨を公表していること。

## ⑥ 主任相談支援専門員配置加算

〔計画相談支援〕〔障害児相談支援〕

相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を1名以上配置し、当該主任相談支援専門員が適切な助言・指導を行うことができる体制が整備され、資質向上のための研修を実施した場合に算定できる。

### ◆主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）

#### (1) 事業所の要件

基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターに併設される又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める事業所に限る。

#### (2) 主任相談支援専門員が行うべき事項

当該事業所以外の指定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対しても、その資質の向上のための指導及び助言を実施している場合

※以下のいずれも満たす体制が整備されていること

- ア 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催
- イ 新規に採用したすべての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施
- ウ 全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言
- エ 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援等を基幹相談支援センターの職員と共同で実施している。

### ◆主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）

(1) 上記（Ⅰ）の要件（2）及び※アイウに加えて、次の（2）に掲げる要件も満たす体制が整えられていること。

(2) 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援への主任相談支援専門員の協力

※算定においては、研修を修了した主任相談支援専門員を配置している旨の市への届出とともに、事業所において、体制が整備されている旨の掲示が必要である。

## ⑦ 居住支援連携体制加算

〔地域移行支援〕〔地域定着支援〕

- ◆ 障害者の居住先の確保及び居住支援を充実する観点から、事業者が住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の推進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人又は同法第51条に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けた場合、加算を算定する。

## ⑧ 地域居住支援体制強化推進加算

〔地域移行支援〕〔地域定着支援〕

- ◆ 事業者が、居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、障害者総合支援法に基づく協議会や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を報告した場合に加算を算定する。

## ⑨ 障害福祉サービスの体験利用加算

〔地域移行支援〕

区 分	内 容
障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅰ）	障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合に、体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して5日以内の期間について、1日につき、所定単位数を加算する。
障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅱ）	障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合に、体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について、1日につき、所定単位数を加算する。
※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に、さらに1日につき所定単位数に50単位を加算する。	

## ⑩ 体験宿泊加算

〔地域移行支援〕

区 分	内 容
体験宿泊加算（Ⅰ）	利用者に対して、体験的な宿泊支援（指定基準第23条第1項に規定する体験的な宿泊支援のうち単身での生活に向けたもの。以下同じ）を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算する。
体験宿泊加算（Ⅱ）	利用者に対して、体験的な宿泊支援を提供し、かつ、当該利用者の心身の状況に応じ、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。
※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に、さらに1日につき所定単位数に50単位を加算する。	

！ 単身での生活を希望している者に対し、単身での生活に向けた課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置づけて、体験的な宿泊支援を行った場合に算定できる加算です。

！ 体験宿泊加算Ⅱについては、体験的な宿泊支援を利用する者の状況に応じて、夜間及び深夜の時間帯を通じて見守り等の支援が必要な場合であって、当該体験宿泊場所に夜間支援従事者を配置又は少なくとも一晩につき複数回以上、当該体験宿泊場所への巡回による支援を行った場合に算定できます。

## ⑪ 入院時情報連携加算

〔特定相談支援〕〔障害児相談支援〕

◆ 利用者が病院等に入院するに当たり、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、利用者等の心身の状況や生活環境等の必要な情報を提供した場合に以下に掲げる区分に応じ、1月に1回を限度として加算される。

イ 入院時情報連携加算（Ⅰ）

医療機関へ出向いて、当該機関の職員と面談し、必要な情報を提供した場合

ロ 入院時情報連携加算（Ⅱ）

イ以外の方法により必要な情報を提供した場合

※なお、当該利用者が重度訪問介護を利用して入院する場合は、当該利用者を支援する重度訪問介護事業所と連携の上当該入院に係る医療機関との連携を行うものとする。入院時情報提供書は、他の事業所が代表して作成した入院時情報提供書を提供することのみをもって入院時連携加算（Ⅱ）を算定することができない。

## ⑫ 居宅介護支援費重複減算・介護予防支援費重複減算

〔特定相談支援〕

相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法の要介護・要支援の者に対し、同法の指定居宅介護支援又は指定介護予防支援と一体的にサービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った場合に、所定単位数から減算する。

区 分	減算単位数	要 件
居宅介護支援費重複減算（Ⅰ）	サービス利用支援費（Ⅰ） …552 単位/月 継続サービス利用支援費（Ⅰ） …602 単位/月	介護保険の居宅介護支援費（要介護1・2）が併算定される場合
居宅介護支援費重複減算（Ⅱ）	サービス利用支援費（Ⅰ） …854 単位/月 サービス利用支援費（Ⅱ） …125 単位/月 継続サービス利用支援費（Ⅰ） …904 単位/月 継続サービス利用支援費（Ⅱ） …300 単位/月	介護保険の居宅介護支援費（要介護3～5）が併算定される場合
介護予防支援費重複減算	9 単位/月	介護保険の指定介護予防支援（要支援1・2）が併算定される場合

！ 介護保険のケアプランを作っている者と障害者総合支援法のサービス等利用計画を作っている者が別々である場合は、報酬を両方が100%請求できます。

## ⑬ 居宅介護支援事業所等連携加算

〔特定相談支援〕

算定要件	次の（1）～（6）の場合に該当する場合に1月につきそれぞれ（1）から（6）までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの（（1）から（6）に掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。）を合算した単位数を加算 （1） 指定居宅介護支援事業所等への情報提供 利用者に関する必要な情報を提供し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に協力する場合
------	---

	<p>(2) 利用者等への訪問による面接 指定居宅介護支援又は指定介護予防支援の利用開始にあたり月2回以上面接</p> <p>(3) 指定居宅介護支援事業所等が開催する会議への開催</p> <p>(4) 雇用先事業所等への情報提供 利用者に関する必要な情報を提供し、雇用先事業所等における利用者の支援内容の検討に協力する場合</p> <p>(5) 利用者等への訪問による面接 通常の事業所に新たに雇用されるにあたり、月2回以上面接</p> <p>(6) 雇用先事業所等が開催する会議への開催</p>
算定に当たっての留意事項	<p>① 「必要な情報の提供」とは文書によるものをいう。 「作成等に協力する場合」「支援内容の検討に協力する場合」とは、指定居宅介護事業所等の介護支援専門員や障害者就業・生活支援センターの職員等が実施するアセスメントへの同行や、当該利用者に関する直近のサービス等利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を介護支援専門員等に対して説明を行った場合等をいう。</p> <p>② 利用者等への訪問による面接は、テレビ電話装置等を活用して面接した場合等も含む。ただし、月1回は利用者の居宅等を訪問し面接することを要する。</p> <p>③ 居宅介護支援事業所等、雇用先事業所等が開催する会議への参加</p> <p>④ 加算の算定方法 サービス利用期間中は、1月につきそれぞれの単位数を合算した単位数を加算し、サービスの利用終了から起算して6月以内は、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算</p> <p>※指定サービス利用支援費又は指定継続サービス利用支援費を算定している月でも算定可能なもの、これら支援費及び入院時情報連携加算又は退院・退所加算を算定している月は算定できないものがあるため確認すること。</p>
手続き	<p>(1)(4)を算定する場合、情報提供を行った日時、場所、内容、提供手段等について記録する。</p> <p>(2)(5)を算定する場合、面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成する。</p> <p>(3)(6)を算定する場合、会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨、及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成する。</p>

#### ⑭ 保育・教育等移行支援加算

〔障害児相談〕

算定要件	<p>障害児が障害福祉サービス若しくは地域相談支援又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を利用している期間において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合(それぞれ2回が限度)に算定する。</p> <p>(1) 障害児が保育所、小学校その他の児童が集団生活を営む施設(以下「保育所等」という。)に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等に対して、障害児の心身の状況等の必要な情報を提供し、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等における支援内容の検討に協力する場合</p> <p>(2) 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、障害児の居宅等を訪問し、障害児及びその家族に面接する場合</p> <p>(3) 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、障害児の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合</p>
------	---

注意事項	<p>※（１）の「必要な情報の提供」は文書（この目的のために作成した文書に限る）によるものをいう。</p> <p>※（１）の「作成等に協力する場合」「支援内容の検討に協力する場合」とは、具体的に、保育所等の職員や障害者就業・生活支援センターの職員等が実施するアセスメントに同行することや当該利用者に関する直近のサービス等利用計画やモニタリング結果等を情報共有した上で、利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を保育所等の職員等に対して説明を行った場合等をいう。</p> <p>※計画相談支援費（①のみ可）、継続サービス利用支援費（①のみ可）、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している月は算定不可。</p>
算定に当たっての留意事項	<p>※複数の関係機関が開催する会議が同一日に連続して一体的に開催される場合、算定回数は１回とする。</p> <p>※当該加算を算定した利用者に係る支援を行った障害者就業・生活支援センター等において、６月以内に再度同一の利用者に関して当該加算を算定不可。</p>
手続き	<p>（１）を算定する場合、情報提供を行った日時、場所、内容、提供手段等について記録する。</p> <p>（２）を算定する場合、面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成する。</p> <p>（３）を算定する場合、会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨、及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成する。</p>

## ⑮ 医療・保育・教育機関等連携加算

〔特定相談支援〕〔障害児相談支援〕

<p>◆（１）から（３）までに該当する場合、１月にそれぞれ掲げる単位数を加算する福祉サービス等提供機関とは、具体的には、病院等、訪問看護事業所、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等が対象となる</p> <p>（１） 指定基準第２条第３項に規定する福祉サービス等（障害福祉サービス及び地域相談支援を除く。）を提供する機関の職員等と面談又は会議を行い、計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画又は継続サービス等利用計画を行った場合に、計画相談支援対象障害者等１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算する。</p> <p>※ 初回加算を算定する場合及び退院・退所加算を算定する場合であって、退院・退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。</p> <p>（２） 計画相談支援対象障害者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、職員に対して対象障害者等の心身の状況、生活環境等の必要な情報を提供した場合</p> <p>※ １月に３回を限度</p> <p>※ 同一の病院等については１月に１回を限度</p> <p>※ 単に通院に同行するだけでなく、情報提供することで連携の強化を図ることを趣旨とする。入院時情報提供書等を参考にした上で行うこと</p> <p>（３） 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、対象障害者等に関する必要な情報を提供した場合</p> <p>※ 次に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに１人につき１月１回を限度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院等及び訪問看護ステーション等</li> <li>・ 福祉サービス提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く）</li> </ul> <p>※ 入院時情報提供書等を参考にした上で行うこと</p> <p>※ 同じ月において同病院等に同行及び情報提供している場合は、重複して算定できないが、異なる病院等であればそれぞれで算定可能</p>
--

## ⑩ 退院・退所加算

〔特定相談支援〕〔障害児相談支援〕

- ◆ 退院・退所時に医療機関等の多職種からの情報収集や医療機関等における退院・退所時のカンファレンスへの参加を行ったうえで、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）を作成した場合、利用者一人につき、入院・入所中に3回を限度に所定単位を加算する。

※ ただし、初回加算を算定する場合を除く。

！退院・退所する施設の職員と面談を行い、情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画（障害児支援利用計画）に反映されるべき内容に関する記録を作成し、事業所内で5年間保存してください。

## ⑪ サービス担当者会議実施加算

〔特定相談支援〕〔障害児相談支援〕

- ◆ 指定継続サービス利用支援を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況について説明を行うとともに、担当者に対して専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

※ サービス担当者会議において検討した結果、サービス等利用計画の変更を行った場合は、サービス利用支援費を算定することとなるため、当該加算は算定できない。

※ 医療・保育・教育機関等連携加算を算定し、提供機関の職員等と必要な情報の提供される場合は算定しない。

！本加算の算定に当たっては、「サービス担当者会議 記録(保存用)〔標準様式〕」を作成し、事業所内で5年間保存してください。

## ⑫ サービス提供時モニタリング加算

〔特定相談支援〕〔障害児相談支援〕

- ◆ サービス等利用計画等を作成した計画相談支援対象障害者等が利用する障害福祉サービス又は地域相談支援等の提供現場を訪問することにより、障害福祉サービス又は地域相談支援等の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、相談支援専門員1人当たりの計画相談支援対象障害者等の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。この場合において相談支援員については1人につき0.5人とみなして算定（相談支援員の場合は19件）

※ なお、サービス提供時のモニタリングを実施するにあたっては次のような事項を確認し、記録すること。

- ア 障害福祉サービス等の事業所等におけるサービスの提供状況
- イ サービス提供時の計画相談支援対象障害者等の状況
- ウ その他必要な事項

※ モニタリング時等において、サービス提供場面を直接確認するなど、より丁寧に利用者の状況や支援内容の調整を実施したことを評価する加算であるため、電話のみで利用者の状況を把握した場合等は本加算を算定できません。

## ⑱ 行動障害支援体制加算

〔特定相談支援〕〔障害児相談支援〕

当該加算の対象となる事業所は、行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談を実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、行動障害のある障害者へ適切に対応できる体制が整備が必要となる。

※強度行動障害を有する利用者のみならず、全ての利用者に対してサービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する場合に加算が可能

### ◆行動障害支援体制加算（Ⅰ）

研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、強度行動障害児者に対して現に指定計画相談支援を行っている（前6月）場合

※計画相談支援の実施状況を管理しておくこと

※強度行動障害に該当するかについて一定期間毎に確認すること

### ◆行動障害支援体制加算（Ⅱ）

研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定

## ⑳ 要医療児者支援体制加算

〔特定相談支援〕〔障害児相談支援〕

当該加算の対象となる事業所は、人工呼吸器を装着している障害児者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児者等（以下「医療的ケア児等」という。）に対して適切な計画相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。

※医療的ケア児等のみならず、全ての利用者に対してサービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する場合に加算が可能

### ◆要医療児者支援体制加算（Ⅰ）

研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、対象医療的ケア児者に対して、現に指定計画相談支援を行っている（前6月）場合

※計画相談支援の実施状況を管理しておくこと

※医療的ケア児等に該当するかについて一定期間毎に確認すること

### ◆要医療児者支援体制加算（Ⅱ）

研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定

## ㉑ 精神障害者支援体制加算

〔特定相談支援〕〔障害児相談支援〕

当該加算の対象となる事業所は、精神科病院等に入院する障害者等及び地域において単身生活等を営む精神障害者等に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、精神障害者等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。

※精神障害者等のみならず、全ての利用者に対してサービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する場合に加算が可能

◆精神障害者支援体制加算（Ⅰ）

研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、精神障害者に対して、現に指定計画相談支援を行っている（前6月）場合

※計画相談支援の実施状況を管理しておくこと

※精神障害者等に該当するかについて一定期間毎に確認すること

※保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていること。

少なくとも1年に1回以上、研修を修了した相談支援専門員との間で面談又は会議を行い検討すること

◆精神障害者支援体制加算（Ⅱ）

研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合

② 高次脳機能障害支援体制加算

〔特定相談支援〕〔障害児相談支援〕

当該加算の対象となる事業所は、脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障がい、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害である高次脳機能障害者へ適切に支援するため、高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、適切に対応できる体制が整備されていること。

※高次脳機能障害者のみならず、全ての利用者に対してサービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する場合に加算が可能

◆高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）

研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、高次脳機能障害に対して、現に指定計画相談支援を行っている（前6月）場合

※計画相談支援の実施状況を管理しておくこと

※高次脳機能障害に該当するかについて次の方法により一定期間毎に確認すること

- ・ 障害福祉サービス等の支給決定における医師の意見書 又は
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書

◆高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ）

研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合

③ 地域生活支援拠点等相談強化加算

〔特定相談支援〕〔障害児相談支援〕

◆ 厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下「要支援者」という。）が指定短期入所を利用する場合において、指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整を行った場合には、当該要支援者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

※ 当該指定特定相談支援事業者が指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助事業所又は指定地域定着支援の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合であって、自立生活援助における緊急時支援加算又は地域定着支援サービス費を算定する場合を除く。

## ②④ 地域体制強化共同支援加算

〔特定相談支援〕〔障害児相談支援〕

指定特定相談支援事業所が把握した利用者の個別の課題から地域の課題抽出し、協議会に参画した上で、サービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築に向けた検討を推進することを目的とするもの。

◆ 厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等の同意を得た、当該計画相談支援対象障害者等に対して、当該計画相談支援対象障害者等に指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療育上必要な説明及び指導を行った上で、協議会に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行っている指定特定相談支援事業所において、当該計画相談支援対象障害者等1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

※対象となる事業所は以下のいずれか

- ①運営規程において地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること
  - ②拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること
- ※事例としては、広く地域の関係者間で検討する必要性がある課題があるもの

※②については令和9年3月31日までの間において市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態当への対応及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。

## ②⑤ 日常生活支援情報提供加算

〔地域定着支援〕

◆ 精神保健医療と福祉の情報連携の更なる推進を図る観点から、あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する点に必要な情報を精神科病院等に対して情報提供をした場合に加算を算定する。

## ②⑥ 地域生活支援拠点等に係る加算

〔地域定着支援〕

◆ 地域生活支援拠点等として位置付けられていることを届け出た事業所について、緊急対応を行い、緊急時支援費（I）を算定した場合に加算する。